

今後の保育行政のあり方に関する基本方針（案）に対する パブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

平成25年6月3日（月）から平成25年7月31日（水）

2 意見の件数等

意見件数	提出者数	提出者数内訳・意見の提出方法				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
218件	64名	37名	13名	1名	10名	3名

3 意見の概要及び意見に対する市の考え方

次頁参照

平成26年3月1日

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>○図表2-1-1をみると、41施設、定員4,343人となっています。P.5の施設・定員数推移をみるとH24年度には市立保育所、私立保育園合計で施設数は41、定員数は4,336人となっており数値目標としてはほぼ達成しています。一方「方向性(内容)」には『私立保育園の新設や分園の開設を行うことにより、待機児童の解消を目指します。』とありますが、P.17には平成24年4月の待機児童がまだ182名いると記載されています。目標値はほぼクリアしたが、方向性(内容)についてはまだ未達である上記状況についてどう評価されていますでしょうか。</p> <p>○保育園に子どもを預けたい親の立場からすれば、一番深刻な問題はやはり待機児問題だと思います。そのときに、市立保育所を維持して、私立保育園を増やすというのならまだ話はわかりますが、前者を減らすというのはやはり筋が通らないと思います。市立保育所を減らして保育予算の総額が減る可能性はある一方、私立保育所の増設につながる裏づけは示されていないと思います。</p>	<p>待機児童解消については、喫緊の課題であると認識しており、現在、待機児童解消を含めた子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みづくりに取り組むため、平成27年度以降の5年間を計画期間とする「府中市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の策定に向けた準備を進めております。</p> <p>なお、本方針の26ページにお示しする「民間活力の積極的な活用」等により生まれる財源や人材等の資源については、待機児童解消を含めた施策に活用することにより、府中市全体の保育・子育てサービスの活性化を図ってまいります。</p>
2	<p>P.5にて、ア認可保育所の施設数及び定員の推移、イ認証保育所等の認可外保育施設・事業所数及び定員の推移、が併記されていますが、府中市として、①認可保育所に入所している児童以外の幼児を待機児童と認識しているのか、②認可保育所及び認可外保育施設・事業所に入所している児童以外の幼児を待機児童と認識しているのか、あるいは①、②とは全く異なる定義になるのか、何れでしょうか。</p>	<p>お申し出の①、②とも異なるものです。待機児童数は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課による調査(国通知)に基づき、調査日時点において「認可保育所に入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが入所していないもの」を待機児童数として算出しております。</p> <p>参考：厚生労働省ホームページURL http://www.mhlw.go.jp/>報道・広報>報道発表資料>2013年9月>保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)</p>
3	<p>図表2-1-5の経費に公設民営の高倉保育所の管理運営事業費が入っています。民営なのに何故管理運営事業費が府中市の経費として発生するのでしょうか。</p>	<p>民設民営の私立保育園に対しては運営経費の相当分を「運営費」として支弁しており、公設民営の高倉保育所に対しては施設の管理運営経費の相当分を「指定管理料」として支出するためです。</p>
4	<p>図表2-1-5の保育所関係経費の推移にて24年度は79.0億円となっています。欄外に経費の構成要素として、①市立保育所の管理運営事業費、②高倉保育所の管理運営事業費、③私立保育所の運営支援事業費(運営費の支弁等)、④待機児童解消事業費(待機児童解消のための施設の拡充や保育施設の整備に要する経費)、⑤認可外保育所補助事業費(運営経費の補助及び保護者補助金)等と記載されていますが、それぞれの費用の79.0億円に占める割合を教えてくださいませんか。</p>	<p>費用割合は次のとおりです。①市立保育所の管理運営事業費：約28億円(約35%)、②高倉保育所の管理運営事業費：約2.7億円(約3%)、③私立保育所の運営支援事業費：約40億円(約51%)、④待機児童解消事業費：約2.3億円(約3%)、⑤認可外保育所補助事業費：約5.7億円(約7%)となり、その他に市役所における管理経費等がございます。</p>
5	<p>市の北部地域(特に武蔵野線北府中駅の北側部分)は、P.8の府中市内保育施設の所在図(平成24年10月現在)を見ると、認可保育所、認可外保育施設・事業所とも少ないように見えますが、需給のミスマッチの面で問題ないのでしょうか。</p>	<p>北府中駅周辺は「府中刑務所」や「東芝府中工場」の大規模事業所等が集積するエリアであり、また全市的な視点においても需給のミスマッチが著しい地域との認識は現状ございません。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
6	P9に利用者、府中市、東京都の関係図が記載されています。それを見ると私立保育園も利用者の契約の相手方、および保育料の支払い先は府中市になっています。何故私立保育園の手続きも府中市が担当しているのでしょうか。現在府中市が進めている経費削減の方針に逆行するようにも思えますが。	児童福祉法第24条において認可保育所における保育は市町村が実施することとされており、私立保育園を含めた認可保育所の利用者と本市との契約関係に基づき、本市が申込手続や保育料の徴収を行っております。なお、この取扱は他市も同様です。
7	「認可保育所の保育料は市立・私立を問わず、児童の年齢や世帯の収入に応じて保育料を決定・徴収し、」と記載されていますが、具体的にはどういう計算式で算定されているのでしょうか。またその金額は府中市の周辺自治体の保育料と比較すると割高か、割安かも教えてください。	保育料は「府中市保育所保育料徴収規則」に基づき決定・徴収をおこなっております。また、近年待機児童解消のため大規模な施設整備を進めている横浜市、川崎市等の政令指定都市の保育料と比較した場合、本市の保育料（保護者負担）は軽減されているものと考えております。
8	図表3-3-3の運営費試算を見ると、市立保育所に「三位一体改革」による税源移譲による市負担を反映した場合、市立保育所の運営費は168,000千円と、私立保育園の運営費155,000千円と差が発生する記載になっています。これだけを見ると「三位一体改革」による税源移譲はマイナス効果に見えますが、府中市としてはどうお考えでしょうか。	都道府県（東京都）の負担分については、お見込みのとおりです。
9	市立保育所と私立保育所の費用の負担について、私立保育所の方が市の財源に負担がかからないことは理解できたが、市立保育所が利用できる国の補助金があるはずで、何年度までその制度が存続するか不明であるとしても、その情報を資料に載せるべき。	児童福祉法に基づく負担割合を示したものであり、私立保育園に対する東京都の施設整備に係る補助金等についても同様に記載を行っておりません。
10	「また、保護者アンケートでは、施設の設備に関する満足度が、私立保育園等を大きく下回っています。（36ページ参照）」とありますが、どういう改善策をお考えでしょうか。	市立保育所の老朽化に起因するものが大きいと考えており、本方針や公共施設マネジメント基本方針等の本市の関係計画・方針に基づく取組を進める中で適切な建物の維持更新に努めてまいります。
11	認可保育所による保育サービスの運営主体別（公・民）の比較、多様な保育サービス（特別保育事業）の実施状況、どちらも私立保育園等（民）が市立保育所（公営）を上回る状況と記載されています。市立保育所（公営）についてどう改善策をお考えでしょうか。	多様化するニーズ対応については、民間事業者（私立保育園等）が担うべき取組とさせていただいており、府中市（公）は、本方針22ページにお示しする機能や取組の重点強化を進めてまいります。
12	「現在、各保育施設では「子育てひろば事業」のほか「育児相談」、「園庭開放」等、施設や地域の特性を活かした支援に取り組んでいます。」と記載されていますが、『「育児相談」、「園庭開放」等、施設や地域の特性を活かした支援』の今後の計画内容と現状の進捗状況を教えてください。	平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とした府中市次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づく取組を進めており（33～60ページ参照）、現状の進捗状況についても「府中市次世代育成支援行動計画事業の進捗状況等報告書」として市ホームページ等で公表しております。平成27年度以降の計画については、府中市子ども・子育て審議会による審議結果を踏まえ、「府中市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」を策定する予定です。

No.	意見の概要	市の考え方
13	P13のア市の直営事業(子育てひろばポップコーン等)、イ委託事業等(子育てひろば事業)、の定量的な効果(例えば①上記事業を開始してからの年度毎の参加者や相談件数の推移、あるいは②子育てへの安心感の増加度合い)を教えてください。	お申し出の参加者数及び相談件数の推移については、市ホームページにおいて第3回府中市保育検討協議会開催結果の資料1として公表しております。
14	「平成19年度からは、地域子育て支援専任の保育士を配置」、あるいは「平成25年3月現在、市内を4つのエリアに区分し、各エリアに1名の担当職員を配置」というように体制を強化していることが記載されていますが、費用対効果の面から現状を評価するとどうなるでしょうか。	子ども家庭支援センターや保健センター等の関係機関との連携利点を活かした展開が図られており、民間事業者が実施する子育てひろば事業等とは異なる支援アプローチを通じて「子育て不安の解消」や「親子交流の場の提供」等に寄与しているものと考えております。
15	市は財政難による民間委託とありますが、財政難克服のためにどのような努力をされましたか。案の中にモーターボートの収益が減少傾向にありとありますが、そのような収益を得ていなくても(もっといえば赤字財政であっても)公立保育所を維持している自治体はありません。(他2件)	市立保育所については、今後も基幹保育所として維持してまいります。 また、これまでも財政課題へ対応については、府中市行財政改革推進プランに基づく取組を進めてきたところです。 なお、競艇事業による収益金は、市の施策の財源として活用され、公共施設の整備をはじめとする市民サービスの向上に寄与してきました。しかし、その多くの公共施設の老朽化等により、維持更新に係る将来的なコスト増への対応が課題となっており、公共施設の最適化に向けた取組についても併せて進める必要があります。
16	P16(3)『今後の財政見直し』の文章は、保護者に向けて書いているのだからもう少し吟味した内容の文章を載せるべきである。	本市を取り巻く課題として全市民を対象にお示しており、当該課題を乗り越えるため本方針に基づく取組を進めるものであることから、修正は行いませんでした。
17	府中市も子育てしやすい街、住みたい街として有名でしたが、どんどんランキングから落ちていくのではないですか。国からの地方交付金がどんどん削られているのは確かです。これに対して府中市として、地方交付金削減中止を求める意見書を提出するなど働きかけをしたことはありますか。また、これから提出する予定はありますか。さらに、公立保育所の維持について、23区の区長会では東京都に対し都として公立保育所の運営費などへの補助をするよう要望しています。府中市も他市に呼びかけるなどして多摩地域の市長会として東京都に要請してください。	お申し出のランキングについては承知しておりませんが、普通地方公共団体である本市と特別地方公共団体である特別区(23区)とでは、東京都に対する財政的關係が大きく異なっておりますので、特別区と同一の観点・視点からの議論は困難です。
18	駅前再開発事業に税金を使うというのは、自治体の有り方として大変疑問です。財政問題を理由に挙げるのであれば、こういった点から根本的に見直す必要があるのではないのでしょうか。(他1件)	府中駅南口再開発事業につきましては、商業、業務機能の拡充整備を図るとともに、本市の表玄関としての整備を目的に進められており、第5次府中市総合計画後期基本計画におきましても重点プロジェクトの一つとして取り組んでおります。 第1地区におきましては、再開発事業の総仕上げの役割を担うものであり、引き続き、第6次府中市総合計画の重点プロジェクトの一つであるけやき並木と調和したにぎわいのある魅力的なまちづくりを実現するためにも必要であると考えております。

No.	意見の概要	市の考え方
19	府中市の財政は近年はずっと黒字財政です。府中市自身も健全に運営されていると報告されています。	リーマンショック以降、市税収入の減少があり収支のバランスが崩れており、長年にわたって積立てきた基金（貯金）をこの市税収入の減少の補てんに充てていますが、福祉サービスに必要な扶助費など繰り返し毎年支出する経費の増や、施設の老朽化対応などに経費を要することから、このまま基金による補てんを継続していくだけでは、基金がいずれ枯渇してしまうことが危惧されます。そこで、各種事業の見直しや行財政改革などの視点にたち歳出経費を見直し、市民サービスの維持・向上を継続的に実施するための財力を持続していく必要性が強く求められています。
20	「平成24年4月までに1,160名を超える定員拡充が実現しました。この整備・定員拡充規模は、近隣自治体と比較しても大規模な取組となっています。」と記載されています。ただし上記の通り分母（定員）を一生懸命増やしていますということだけを語るのではだめで、府中市は新たな、若い世代の住民の増加が続き、分子（入所希望者）が分母の増加度合いと同等、あるいはそれを上回るペースで増えているということも説明しないと、平成24年4月時点においてもまだ待機児童が182名いることや、P.35の【資料編】府中市の現状/1子育て家庭を取り巻く状況/(4)市に期待するサービス(市民意識調査結果)/利用したい、現在足りていないと思うサービス、にて『認可保育所』が二位以下を引き離し断トツの1位となっている理由が、本資料を読んでいる側には伝わらないと思います。如何でしょうか。	お申し出の内容についても考慮いたしました。が、本方針の記載により、課題に対するご理解は頂けるものと考えておりますので、加筆修正は行いませんでした。
21	子どもを育てやすい環境を整えることこそ少子化に歯止めをかけることになるのになぜ保育所を増やさなかったのでしょうか、なぜ行政はこれを放置してきたのでしょうか。	近年の保育施設の整備については、本方針17ページのとおり、私立保育園等の整備に重点を置き、近隣自治体と比較しても大規模な取組を進めてきたところです。
22	今年度の子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査で、潜在的需要も含めてニーズを把握し、どれだけ保育園が必要か、現実を見据えてください。よろしく願いいたします。	府中市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定します。この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための、市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するために調査を実施してまいります。
23	現在、特に低年齢層においては認可保育所への入所は狭き門であり、景気の低迷で少しでも社会に出て働こうという意欲を持つ親が増えている事を考えると、ほんの一部が優先的に恩恵（充実したサービスを受けられる）にあずかるというのは不公平な内容・制度ではないかと常々思っております。そして、次の子供をと考えても、実際に産後、社会復帰に大きな壁が立ちただかる現状を知り、長期間味わってきた身としては、断念せざるを得ないのも現状ではないでしょうか。こうしたことを踏まえ、民営化することで何をどうやって裾野を広げていくのか。（他1件）	現状を維持したままでは、本方針16ページにお示ししたとおり、厳しい財政状況のもとで「待機児童解消」や「地域の子育て支援」のための予算の確保は困難な状況です。現状のサービスの質や量を維持し、更なる向上を図るため保育行政が今後において取り組むべき方向性を示すものが、本方針となります。なお、本方針の26ページにお示しする「民間活力の積極的な活用」等により生まれる財源や人材等の資源については、待機児童解消を含めた施策に活用することにより、府中市全体の保育・子育てサービスの活性化を図ってまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
24	<p>三歳未満の約七割が自宅保育となっており、そこへのフォローやサービスも必要とありましたが、本当にそこへのサービスは必要なのでしょうか。府中市の保育士の先生方の素晴らしい経験と能力・知識は、やはり保育所の強化に充てていただきたいと思う次第です。市立保育所の現状での継続が不可能というのであれば、民営化した保育所に対してもそのマンパワーを生かせるような方法を見つけていただきたいと願っております。 (他2件)</p>	<p>本方針に基づき在宅子育て家庭のみならず、保育施設や運営面の充実にも取り組むことにより、全て（10割の）の児童に対する支援を強化してまいります。 また、市立保育所職員のマンパワーは、民営化した保育所のみならず府中市全体の保育・子育てサービスの拡充主体としてその役割を果たしてまいります。</p>
25	<p>「親が親として育ち」との記載がありますが、これはどういう意味でしょうか。</p>	<p>親自身が「子どもを持つこと」や「子育て」についての自覚、責任感、子育ての能力を持つことができるように、家族や地域社会、行政等による支援を行うものです。</p>
26	<p>○今回の「今後の保育行政のあり方に関する基本方針(案)」を読んでみて、最初の待機児童対策、および財政負担軽減のための民間活力の導入の部分は理解できたのですが、私立保育園と市立保育所の今後の役割と重点強化すべき機能・取組の分別、及び市立保育所を基幹保育所とするエリア化の話のこの資料における位置づけがよく分かりませんでした。 『保育レベルの向上』という中身の話をしているという理解で正しいでしょうか。更にこれは待機児童対策やそれに伴う財政問題とどう関係してくるのか教えてください。 ○保育は遠い場所のサービスを買うようなものではないので、今回直接的なサービスを民営化するにしても行政として行う枠の確保などのサービスに向上に努めていただければ幸いです。</p>	<p>本方針では、①待機児童の解消、②多様な保育サービスの提供、③保育サービスの質の向上、④地域における子育て支援の充実、⑤資源の有効活用と効果的・効率的な事業展開を取組の方向性として、第4章（21ページ以降）にお示しした6つの取組・方策により、本市における子育て支援の取組の前進と児童福祉基盤の発展を企図するものです。 この6つの取組・方策は有機的に関連するものであり、個別に取組を推進するものではなく、お申し出の「待機児童対策」や「財政問題」をはじめとする本市の保育行政を取り巻く諸課題に対応するため、総合的に取組を進めるものです。</p>
27	<p>「時代の要請に即応する多様な保育サービスの提供に取り組みます。」と記載されていますが、具体的にはどのようなサービスを想定されているのでしょうか。</p>	<p>近年、市民ニーズが高まっていると考えられる事業の一例としては、病後児保育事業等があります。今後も市民ニーズの変化を注視するなかで、新たに必要とされる支援に取り組んでまいります。</p>
28	<p>○「限られた財源のなかで、地域の人材等の資源を最大限に活用するとともに」と記載されていますが、具体的にはどのような施策を検討されているのか教えてください。 ○「効果的かつ効率的な事業展開を進めることにより、子育て環境の更なる発展に取り組めます。」と記載されていますが、どのような事業を如何に効果的・効率的に進めるお考えかを具体的に教えてください。</p>	<p>本方針の第4章（21ページ以降）にお示ししております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
29	「一部の市立保育所の機能拡充等により、子育て支援の「質」と「量」の充実を図り」と記載されています。一部の市立保育所の機能拡充等の効果について、地域によってむらが発生するリスクはないのでしょうか。（他1件）	府中市福祉計画に定める「6つの福祉エリア」を施策展開上の「基礎的エリア」として位置付け、各エリア間においてサービス量等に偏りが生じないように配慮するなかで、市全体の子育て支援の取組や基盤の強化に努めてまいります。 また、現状において市立保育所の施設分布は7～8ページのとおり偏りがありますが、「基幹保育所」については6つのエリアをベースに配置する予定でございますので、お申し出の偏りは生じないものと考えております。
30	待機児解消、保育サービスの向上はあくまで保護者向けであると考えます。行政側としてはそれも大切かとは思いますが、第一に考えて頂きたいのは何よりも「子どもの事」です。是非一度、最低でも一週間程度、各保育所に研修に行かれたら良いと思います。役所の方々は「分かっているつもり」になっていると思います。現場は日々大変です。現場での体験が、民間委託への考えを改めて考えるきっかけになったり、新しい別の案や考えが見えるのではないかと思います。	市立保育所のみならず、認可外保育施設を含めた市内にある全ての保育施設が抱える課題を踏まえ、厳しい財政状況にあっても子育て支援に関する取組の前進と児童福祉基盤の発展を図るため、「全ての子どもの幸せを基本に考えた子育て支援」を一つの視点として本方針に基づく各種取組を進めてまいります。
31	○監督官庁が異なるので難しい話なのかもしれませんが、保育所でカバーできない児童を幼稚園が対応時間の延長等によりフォローすることはできないものなのでしょうか。 ○幼稚園の一時預かり拡大と幼稚園の認定子ども園化移行の推進を速やかに図ってほしい、幼稚園の機能と役割を強化し、子育て施策を総合的に考えられべきではないでしょうか。	平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格施行に向け、幼稚園を含めた全ての保育・子育て資源による、児童に対する総合的な取組や施策展開については、現在、府中市子ども・子育て審議会による審議を行っております。
32	私立保育園の「特長」として、「積極的に定員拡大に取り組んでおり」と記載することに違和感を覚えます。（市立保育園を新設することなく、定員拡大や特定保育園を私立保育園に担わせてきた府中市の施策の結果に過ぎません。）保育所の定員拡大やサービス拡大にあたって、私立保育園の方が財政面やスピード面において有利なのは分かりますが、表現の見直しが必要ではないでしょうか。	本市の子育て家庭を取り巻く課題を適切に把握し、この課題に対応するため、私立保育園等が主体的かつ積極的に取組を進めてきた実績に基づく表現です。
33	市立保育所の施設・設備をよくすることや保育士さんの待遇をよくしていくことに、市は知恵をしぼって欲しいと思います。	全ての子どもの幸せを基本に考えた子育て支援を重視しており（20ページ）、市内に多数ある保育施設のなかで市立保育所を含めた全ての保育施設において保育の質・水準が向上するよう取組を進めてまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
34	<p>○運営主体別の特長として、民間事業者(私立保育園等)、府中市(市立保育所)別に特長とポイントが記載されていますが、平成24年度4月の段階で待機児童が182名もいる現状においては、上記のように私立と市立の間で色分けをするのはまだ尚早という感じが個人的にはしますが如何でしょうか。</p> <p>○今後の役割と重点強化すべき機能・取組(運営主体別)についても、少なくとも待機児童が解消されるまでは、私立と市立の間で色分けをするのはまだ尚早。また待機児童が解消された後も、私立と市立で今後の役割と重点強化すべき機能・取組をわけるのではなく、核となる市立保育園が担当エリアに属する他の保育施設の取り纏め役になるといったゆるやかな結合という体制でいいのではないかと考えますが如何でしょうか。</p>	<p>昨年度の府中市保育検討協議会による分析結果を踏まえ、今般「保育・子育てサービス提供体制の再構築」として、21～22ページにおける取組を進めるものです。</p>
35	<p>強化すべき機能と具体的な取組の方向性にて市立保育所の職員に今後求めようとしている事項が一覧化されています。何時までにとという期限が明示されていないので、何とも言えませんが、保育という現業を持ちつつ、強化すべき機能と具体的な取組の方向性に記載された課題を達成するのは、負担が大きすぎるのではないかと感じましたが如何でしょうか。</p>	<p>本方針の第4章3及び4(25～27ページ)の取組を進めることにより、必要とされる人材及び財源等を確保してまいります。</p>
36	<p>多様化するニーズへの対応も、現状の(市立保育所の)ままでもできるはずです。</p>	<p>多様化するニーズについては、民間事業者(私立保育園等)が担うべき取組とさせていただいております。</p> <p>なお、既に市立保育所においても多様化する保育ニーズに対応する人員確保を目的として、平成16年度に市立保育所における職員配置の考え方を整理し、市立、私立ともに同様の職員配置(旧東京都配置基準)に改めることにことで、サービス拡充を実施した経緯がございます。</p> <p>しかし、現状において当該取組(市立保育所の職員配置見直し)は、認可保育所間で職員配置に大幅な乖離を生じさせることになるため困難です。</p>
37	<p>私立保育園は親のニーズにも素早く対応できるという理由にあげている様ですが、①現実はそのにも入れない子たちが、おどろくほど高い保育料を払わされ、狭い部屋でひしめきあっています。②市立保育所に足りない所があればそれを補って、よりよい保育所にしていく努力をするのが本来の姿ではないでしょうか。見かけのハデな建物をたてていくのではなく、③未来を担う子どもたちがすこやかに育つために市のお金を使っていくというのが本来の市政ではないでしょうか。</p>	<p>お申し出の①の保育料については31ページ(5)、②については、21～22ページの公・民による相互補完的な連携と役割分担と24～25ページの市立保育所の重点集約化、26～29ページの民間活力の導入・活用でお示しております。③については、保育所関係経費にも重点的に予算配分を行っている現状がございます(6ページ)。</p>
38	<p>6つの福祉エリアを保育行政上の基礎的エリアとして位置づける有用性に疑問。多世代での交流はどのようなエリア区分でも難しくないのでは。それよりも、エリアに1つしか市立保育所を残さない場合、現在案の区分方法がベストなのか。 (他別添1参照)</p>	<p>別添1のとおりです。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
39	エリア区分された公私の連携(たとえばパートナーシップ制)を図りながら、恒常的に異年齢交流が行われる場の確保を求めます。市内の民間事業者が引き受けてを担うに当たっては、実はこの形式が一番公私における相互理解と相互協力がスムーズに行われる形態だと思いました。	今後の参考にさせていただきます。
40	市立保育所が十分な人員と体制で運営してこそ、その拠点力になることができると思います。保育の質や専門性を高めるため、研修制度の充実もあげられていますが、人員に余裕がなければ受講することが困難だとおわかりでしょうか。地域の保育力は市内のあちこちに数多くある市立保育所とそのまわりにある私立保育所及び保育に関わる団体との協力によって生まれます。市内数ヶ所のブロック制では、とても実現できないものです。住みやすい、子育てしやすい府中市にするためにも未来を担う子どもたちにお金をかけてください。	市立保育所が地域の拠点として機能するためには、お申し出のとおり人員と体制が必要であることから、本方針24ページに定める取組を進めてまいります。また、エリア区分(22ページ)については、地域の保育力などを向上させるために行うものであり、保育所関係経費にも重点的に予算配分を行っている現状がございます(6ページ)。
41	府中市と民間事業者の今後の役割について、地域的な保育・子育てサービスの拡充主体を民間事業者の役割としているが、府中市は全市的・包括的な保育に加えて、地域的な保育にも今後も継続して力を入れていくべき。全体を監督するだけの立場ではなく、現場の保育に主体的にかかわっていくことで保育の質を充実させてほしい。	お申し出の「現場の保育に主体的にかかわっていくことで保育の質を充実」については、市立保育所及び私立保育園ともに求められるものであり、今後も継続してまいります。
42	○民営化により再配置できる正規職員の数や、必要な適切な人員配置とともに、新しい職務を遂行するための人の十分な育成を行うことなどについても明記していただきたい。 ○基幹保育所の機能を持たせるために何人の保育士を多く配置するのか、地域受け入れのための保育室の確保についてはどうなのか、週に何回、月にどれくらいの活動を想定しているのか。	本方針策定後に、他市の先行事例を踏まえ、具体的な職員数等の詳細について検討を進めてまいります。
43	市としても市立保育所の「特長」や「役割・機能」を認めており、それは6箇所にとどめるより、現在の15箇所が発揮されたほうが良いと考えるのは自然ではないか。特に、「障害児及び要保護児童への対応を強化」とあるが、園をまとめるなかでこれを強化するというのは具体的にはどういうことか。	現状の市立保育所における人員数等の人的体制を維持したまま、本方針で定める市立保育所の「今後の役割と重点強化すべき機能・取組」(22頁参照)に向けた機能拡充を進めていくことは困難です。このことから、市立保育所に従事する人材を重点集約することにより、原動力となる人材等の資源を確保し、機能拡充に向けた取組を進めるものです。障害児及び要保護児童への対応を強化については、関係機関との強力な連携体制を構築するための「地域資源ネットワーク」等の取組により、更なる充実・強化に取り組んでまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
44	現在、府中市の公私保育所施設間の交流がほぼ行われていないところで、いかに合同研修を実施するのか、その基盤になりうると思います。公立保育所の民営化を待って新たな施策を展開するのではなく、エリア区分ごと地域子育て支援ネットワークの構築、連携強化、職員研修など、できることから準備を進めてください。	お申し出の内容につきましては、本方針策定後に具体的な検討を進めることとなりますが、財源や人員が必要となる取組の開始時期は、そのための資源を生み出す「民間活力の積極的な活用」の進捗と連動せざるを得ないものと考えております。
45	基幹保育所や、公立と民間とで役割分担しながら地域の子育てに力を入れていくという考えはとても良いと思いますが、今の公立保育所はぜひ残していただきたいです。	本方針（24ページ）に基づき、将来的にも市内6か所において継続的に運営してまいります。
46	基幹保育所の選定上の視点や優位性についてもより一層の吟味と見直しを求めます。（他別添2参照）	別添2のとおりです。
47	市立保育所を徐々に減らし、基幹保育所に先生方が集まったとき、保育士としての仕事をできなくなるのではないのでしょうか。	今日、保育所には通常業務である保育の充実に加え、子育て家庭における子育て負担や不安・孤立感の増加等の養育機能の変化を背景に地域子育て支援が求められております。子育ての知識、経験、技術を蓄積している保育所が、地域において最も身近な児童福祉施設として通常業務に加え、地域における子育て支援の役割を総合的かつ積極的に担うことは保育所とその施設に従事する職員の重要な役割となっております。
48	公立の新陳代謝、機能維持も考えて、公立の新規採用は継続的に行ってください。	今後の参考とさせていただきます。
49	障がい児保育枠が維持拡大することを望みます。また、「気になる子」といわれる発達障がいの専門職を各基幹公立保育所に配置していただき、人材育成をして欲しいです。市立保育所のみが“特別な”措置児を預かるのではなく、そのエキスパートである人材の育成とサポート環境を整えるためのノウハウ確立の先頭に立って実践し、民間事業者とともに社会的弱者を支える仕組みづくり、担い手の育成・補助をお願いします。専門的な機関の設立と垣根を超えた仕組みづくりを府中市でも実践していただきたいと思います。	基幹保育所化を進めるなかで、子ども発達支援センターあゆの子等との関係機関との連携強化を軸に検討を進めてまいります。
50	市立保育所に足りない所があればそれを補って、よりよい保育所にしていく努力をするのが本来の姿ではないのでしょうか。見かけのハズな建物をたてていくのではなく、未来を担う子どもたちがすこやかに育つために市のお金を使っていくというのが本来の市政ではないのでしょうか。	市立保育所としての役割や取組には、当然のことながら限界があります。今後は、本方針の22ページにお示ししたとおり、民間事業者（私立保育園等）との適切な役割分担と相互補完的な連携の下で一体的かつ効果的に子育て支援や保育サービスの提供してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
51	<p>ガイドラインやこれまでの議論を踏襲することをお願いします。民間活力ガイドラインとあり方案の相関関係をしっかり示していただきたいと思います。</p>	<p>昨年度の府中市保育検討協議会において、パブリック・コメントの主な意見とそれに対する市の考え方を付したうえで「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン（以下、ガイドライン）（案）」をお示しし、検討をお願いいたしました。その結果として、当該協議会からは全体的な内容を評価する意見が示されましたが、保育所を利用している児童や保護者への影響が最小限となるように、十分な配慮と期間が必要であるという意見も報告書において示されました。こうした経緯等を踏まえて児童や保護者への影響に配慮し、「ガイドライン」に基づく「直接移管方式」に加えて、「定員枠調整方式」による手法をお示ししております。子育て支援に関する取組の前進と児童福祉基盤の発展を図るためには、「市立保育所の重点集約化」に併せて一部の市立保育所に対する「民間活力の積極的な活用」の取組を実施することが必要不可欠であると考えております。</p>
52	<p>平成11年度の検討協議会で民営化も検討すべきとの意見もあったところから現在に至るまで、市内部では「いつ」「誰と誰で」「どのような内容で」会議の場が持たれ、検討が行われたのか詳細が掲載されています。東村山市、熊本県菊池市、千葉県船橋市などを参考にこれまでの検討経過について透明性を確保していただきたく、詳細の公開を求めます。</p>	<p>検討経過については、第7回府中市保育検討協議会資料（資料2参照）として市ホームページにおいて公表しており、平成11年度以降、継続的な検討を進めてきたところです。</p>
53	<p>○保育はそもそも福祉であり、民営化などもってのほかです。 ○私立保育園が担ってきた、またになっている役割を決して否定はしないが、とりわけ市立6保育所を残し、他の9保育所を民営化の対象とする今回の「基本計画」は自治体が本来になっている公的保育の責任の放棄である。（他7件）</p>	<p>児童福祉法においては、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。 本方針に定める市立保育所に関する取組をはじめとする取組を契機として、子育て支援全体の更なる充実・発展に取り組むものであり、市の認可保育所に対する責任関係が変化するものではございませんのでご理解ください。 なお、市立保育所の機能強化を含めた重点集約化及び民間活力の導入については、昨年度の府中市保育検討協議会においても妥当性がある旨の報告を頂いているところです。</p>
54	<p>(ア)市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン(案)の作成にて「施設建物を民間事業者に譲渡する「民間移管(民設民営)方式」を採用することとしました。」と記載されています。では公設民営の高倉保育所はどういう取り扱いになるのでしょうか。</p>	<p>ご指摘いただきましたガイドラインに基づく直接移管方式は、「公設公営」の市立保育所を前提としており、「公設民営」の市立高倉保育所は対象外となります。</p>
55	<p>市立と私立の件費の比較も示されていませんが、一般的には私立の方が安いと言われてます。今回の民営化策が、保育士の確保をより困難にし、ひいては安定した保育環境を保持できなくなる事態を招く可能性は否定できないのではないのでしょうか。</p>	<p>他市の先行事例を参考とするなかでご指摘いただいたような安定した保育環境を保持できなくなる事態については確認しておりません。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
56	民営化するのであれば応援しています。保育所に通う子どもたちにも、府中市民にとっても、より良い将来になることを期待しています。（他1件）	今後の保育行政を更に充実させ、「親」も「子ども」も笑顔があふれる「子育てしたくなるまち」として本市が持続的に発展していくことを目指し、当該取組のみならず、本方針に基づく取組を進めてまいります。
57	市民の財産ともいえる、保育所設備、土地、職員とそのスキルこれらを少なからず減少させることについて、すべての市民に対し十分な説明をし納得を得られたと考えていますか。	市民及び府中市議会に対する説明を行うなかで、一定のご理解は得られているものと考えております。
58	事業者選定方法について、可能な限り、府中市の福祉法人としてほしい。	近年開設した保育施設の運営状況・実績を鑑み、本市に運営実績を持たない運営法人においても良質な保育・子育てサービスの提供が可能であると考えております。
59	待機児童解消のため機能拡充を行うとあるが横浜市では待機児童0となったが問題点も多くその中の一つである狭い敷地にキューキューに押し込まれてるようなプールや園庭も確保されないという施設が沢山あるようですが、府中市でも今後、民営化していく中で移管先によってはそのような施設も出てくる可能性はあるのでしょうか。	直接移管方式においては、ガイドラインに定めるとおり当該施設・設備の継続的な活用を前提としています。 一方で定員枠調整方式による取組を含む新規開設施設については、保育施設に関する現行の関係規定に基づき整備を進めることとなります。
60	民営化される保育所とされない保育所があり、民営化される保育所に通っている乳幼児、および保護者は通常とは異なるストレスを受けるわけですから、利用料に関して割引制度を作っていたいただきたいと思います。また、通常の転園希望のポイントよりも加点いただきたいと思います。	認可保育所の保育料は市立・私立を問わず、児童の年齢や世帯の収入に応じて保育料を決定・徴収し、運営経費に充てていることから、割引制度の実施は困難です。 また、定員枠調整方式についても大幅な修正を行っていることから、入所選考上の配慮を行う予定はございません。
61	○直接移管の場合の移行期間について、昨年度ガイドラインを示された際には短いと感じましたが、先日の説明会で、民間・市立の両職員の心情等を考慮すると、妥当だと思えました。 ○ガイドライン（案）に対するパブリックコメントにおいて、「合同保育期間が3ヶ月と短い。」「合同保育を少なくとも半年、できれば1年行うこと。」等の意見が出たのに対し、市の考え方として「他市の事例等を研究し、3ヶ月以上とする方向性で検討を進めてまいります。」としているにもかかわらず、今回の基本方針（案）や保護所説明会において、ガイドライン（案）の修正案が提示されなかったことに疑問を感じます。（他4件）	他市の先行事例を研究するなかで、合同保育期間を3か月とさせていただいており、児童処遇が適切に担保されていることが確認できることから、適切な期間設定であると考えております。 なお、昨年度の府中市保育検討協議会による報告等においても、児童処遇の維持・向上の観点から3か月とした合同保育期間を延長することが望ましいとの意見は無かったものと考えております。
62	定員枠調整方式で一つの保育園だけでもお迎えが延長保育時間のギリギリとなっているのに兄弟が別の保育園になった場合にどちらかを延長保育とするしかありません。その場合の延長保育料は自己負担となるのでしょうか。	延長保育料の取扱については、お見込みのとおりです、

No.	意見の概要	市の考え方
63	<p>○民営化による園の方針変更についての懸念、ただし直接移管をきっかけに方針が大きく変わることは避けて欲しいと考えています。</p> <p>○保育料金（延長）の変更、かつて延長保育料が保育園によって設定されていましたが、民営化により延長保育料が大きく変わることがないようにお願いします。</p>	<p>ガイドラインにおいては、市立保育所の運営方法等を継続するためのルールを講じており、定員枠調整方式は卒園まで市立保育所での保育を担保していることから、ご指摘いただいた懸念事項への対応を図っております。</p>
64	<p>9か所を数年で廃園にするということですが、特機児童を含め1,500名もの子どもたちの受け入れ先（条件に合った）を数年で確保できるのでしょうか。それが心配です。一園かせめて二園くらいから始めて、様子を見ながらすすめていくことはできないのでしょうか。</p>	<p>府中市保育検討協議会報告書（平成25年3月）を踏まえ、全9施設において、同時期に取組を進める考えはございません。</p>
65	<p>○株式会社とだけは、契約しないで下さい。</p> <p>○規制緩和により、営利企業の参入を促進するのではないかと。保育環境の軽視につながるかと大変危惧されます。（他1件）</p>	<p>今年度策定した「ガイドライン」では、事業者の種別を「社会福祉法人」に限定しております。</p> <p>本市における株式会社等が設置する保育施設の良好な運営状況等を鑑み、今後新たに開設を予定する保育施設については、事業者の種別で制限等を行う考えはございません。</p>
66	<p>現状のままで公立保育所から私立保育所移行方式に賛成します。来年度から募集をする際に民営化される公立保育所を希望した場合のみ民営化移行に関する承諾書を事前に記入してもらう方法で対応するなど、公立保育所から私立保育所への移行した場合、兄弟姉妹が一緒に保育所に通える方法を検討していただきたいです。（他1件）</p>	<p>定員枠調整方式は、昨年度のパブリック・コメント等において、卒園まで市立保育所における保育を希望する旨のご意見及び職員が入替る事に対するご意見を多数頂いたことから、本方針において、新たな方式としてお示しするものです。</p> <p>なお、当パブリック・コメントにおいて寄せられた意見を踏まえ当該方式の修正を行っております。</p>
67	<p>○直接移管方式のみでなく、定員枠調整方式が示されたことで、昨年度示されたガイドラインよりも性急さを感じられず、保護者としては安心しました。</p> <p>○「待機児童の解消」「子育て支援策の充実」加えて市の財源不足を補う政策として、又現在保育所を利用している児童及び保護者への影響を考慮した『定員枠調整方式』特に新規開設型に賛同します。（他8件）</p>	<p>同上</p>
68	<p>○定員枠調整方式について、担当保育士が変わらないことへの安心感というメリットをうたっているが、デメリットがメリットよりも大きすぎると感じるので、移行方法を再検討してほしい。</p> <p>○定員枠調整方式に反対。（他別添3参照）</p>	<p>別添3のとおりです。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
69	<p>(定員枠調整方式について) 民営化対象園ごとの検討委員会を立ち上げるものとする。参加者には、対象となる市立保育所A、Aの保護者、受け入れ先となる私立保育園B、当該エリアの基幹保育所Cの関係者が必ず含まれるものとし、約6年に及ぶ長い移行期間中の保育について、あるいは完全民営化後の保育について、当事者が直接話し合い具体的な検討を進めていく場とする。上記の検討委員会は、その後民営化が進められる各保育所ごとに最低1年の期間をもって開催し、1園ごとに1つの詳細な民営化ガイドラインを作成する。民営化着手後、市は作成されたガイドラインに従って移行が進められているかを管理監督するものとする。</p>	<p>当パブリック・コメントにお寄せ頂いた意見を踏まえ、児童への影響の更なる配慮策を講じるべく、次のとおり定員枠調整方式の修正を行っております。</p> <p>なお、直接移管方式においては、運営主体の変更及び職員の総入替が生じるため、入所児童を取り巻く環境変化等への対応策として「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン」を策定しました。</p> <p>一方で、修正後の定員枠調整方式は、運営主体の変更及び職員の総入替が生じることなく、卒園まで市立保育所において継続的な保育を保障していることから、定員枠調整方式によるガイドラインの策定を行う予定はございません。</p>
70	<p>基幹保育所以外の公立保育所は、入所前に○年度の3月まで運営します、と告知の上、入所者を募る。すべての入所者が運営の終了時期を知っている状態で、定員は変えずに保育を行っていく。終了時期にすべての子どもを転所させる。耐震化などの工事に着手。工事終了後、民間団体が私立保育園として建物を使い、募集をかけ、保育を展開する。(これをH31年以降、毎年1~2園ずつやればよいのではないのでしょうか?) そうすれば、空き部屋も人件費ももったいなくないですね。新しく参入する民間団体の母体の保育園などにも、保護者が見学に行こうと思えば行けるし、納得して新しい保育施設を選べると思うのです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
71	<p>民営化の負担が在園児に与える影響が大きいというのであれば、新制度を見据えて、市立保育所の定員枠調整方式のような形で完全に新規受入を停止するのではなくて、定員の一部を残して(例えば半分位)、市立保育所の近隣に認定こども園の整備なども検討すべきである。</p>	<p>28ページにお示しした「民間活力導入に係る手法」とは別に23ページに定める「認可保育所定員の最適化」に基づき検討を進めてまいります。</p>
72	<p>○いずれにせよ保育所への民間活力の導入は、いろいろなニーズがあるなか必要性もあると思いますが、市の財政の為や人員整理などの大人の事情で、子どもたちが混乱することだけは避けていただきたいです。</p> <p>○民営化され、私立保育所となることで、病児保育や病児後保育等のサービスが拡充されるのであれば、むしろ歓迎すべきことと思っています。ただし、それは、民営化される際の移行に十分な期間等をかけ、「子供に負担がかからない」ということが条件になります。(他3件)</p>	<p>保育所を利用している児童等への影響が最小限となるように、十分な配慮と期間を確保するなかで、本方針に基づく取組を適切に進めてまいります。</p>
73	<p>○施設財産の活用について、「定員枠調整方式」を取り入れた場合には、対象施設は事実上は廃所となり、施設財産として、民間移行とならないのではないか。この施設財産についてどうなるのかを教えてください。</p> <p>○新設の保育園は、古い保育園に比べて、設置基準が緩和されたために庭の広さ、プールの有無などの設備面で劣りがち。条件が恵まれている今の資源を生かすことはできないのか。</p> <p>○説明会において、閉鎖した保育所の建物は老人施設等にするというお話で残念。</p>	<p>将来的な施設の用途や取扱いについては、府中市公共施設マネジメント基本方針(平成24年5月策定)等に基づき、将来的な社会情勢の変化や市民ニーズを適切に捉えながら、私立保育園の新設を含め、全庁的な検討を進めてまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
74	メリットばかりでなくデメリットも具体的に提示するべきではないですか。いざ運営されてから問題点が露わになるのでは、詐欺と言わざるを得ません。	昨年度の府中市保育検討協議会において、お申し出の内容を含め検討協議されているものと考えております。
75	(手法の)内容が大きく変わった為、保育検討協議会を再度立ち上げ、再検討を行ってほしい。 (他1件)	定員枠調整方式は、パブリック・コメントや市民説明会等において寄せられた「直接移管方式」に対する意見を踏まえ本方針においてお示ししたものであり、当パブリック・コメントにより寄せられた意見を考慮し大幅な修正を行っていることから、改めて府中市保育検討協議会等を開催する考えはありません。
76	○将来に運営する法人の撤退により待機児童がより増える事を危惧します。市役所とは違い法人は待機児童の事を考える事はありません。民営化に伴い大きな意味での保育行政を縮小して目がゆきとどかないような事がないようにお願いします。 ○営利優先などから、アレルギーのお子さんに対して細やかな対応がなされるのか又、その様なおさんは、入所できない、排除されるということが起こらないかどうか心配です。	児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。限られた財源や資源をより効率的かつ効果的に活用することにより、引き続き私立保育園に対する運営支援を行ってまいります。 なお、民間事業者は、多様化し変化する利用者のニーズに対して迅速かつ柔軟に対応しており、お申し出のアレルギー児への対応や待機児童解消に関しても積極的に対応を進め、保育サービス量やサービスメニューの拡充主体となっています。
77	○定員枠調整方式では、公立の定員が減り、その分近くの保育園の定員が増えるか、新しく保育園が作られなければますます待機児童が増えます。 ○増設出来ずに待機児童解消にはならない事も考えられるのではないか。その場合、民営化は失敗となるのではないか。又、民営化予定とされていた園が急に変更される可能性が出てくるのではないかお答え頂きたい。(他4件)	定員枠調整方式の実施に当たっては、本方針28頁のとおり市立保育所が現に対応している3歳未満児の保育ニーズに対応できることを前提条件としています。 市立保育所への民間活力の導入・活用により創出した財源については、認可保育所等の整備や私立保育園等の増加による一時預かり事業の拠点整備を含めた子育て支援全般の施策に活用するとともに、現在策定準備を進めている「子ども・子育て支援事業計画」により、待機児童解消を含めた子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みづくりに取り組む予定です。
78	市立保育所の職員が、廃止までの間に生活も仕事もニコニコ元気で過ごせるように、どのようなサポートを考えているのでしょうか。	職員が保育に意欲や喜びを持って取り組むためには、組織としての目標を明確に定めるとともに、職員一人一人の意欲や努力を支え、促進させる仕組みが必要になります。 このことから、組織全体で各職員の自己啓発の動機付けや助言及び援助に努め、各職員が保育所のみならず市の児童福祉に関する諸課題についての共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制の構築に努めてまいります。また、研修体制の再構築のほか、私立保育園等の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合える環境整備も併せて取り組む予定です。

No.	意見の概要	市の考え方
79	定員枠調整方式を採用する条件として、「市立保育所の近隣に私立保育所が設置されており、私立保育園に規模拡張の余地があること。」「市立保育所の所在地の近隣に私立保育園の整備に適した公有地等があること。」とありますが、ここでいう「近隣」がどの程度の距離を指すのかも不明ですし、保護者説明会において質問しても明確な回答はありませんでした。このような不明確な内容では、パブリックコメントをしようにも、是が非かの判断すらできません。	「近隣」については、本方針23 ^⑤ に定める「基礎的エリア」を前提として取組を進めてまいります。
80	○具体的に新しい保育所を整備できる用地のめどを示していただきたいです。 ○近隣に保育所を整備することだったが、いま通っている市立保育所の近くにそのような土地があるのか疑問である。近隣というのだから、いまある場所からそんなの離れない場所に作っていただけないと、通うことが困難になる。	現時点で施設整備に活用できる市有地をお示しすることは困難です。 なお、近年の認可保育所の開設実績では、市有地貸与により開設した施設が3施設、事業者が自ら用意した敷地や建物で開設した施設が8施設ございます。
81	○平成24年4月の「決定」を前提として「民間活力導入ガイドライン」が説明され、「保育検討協議会」までもが押し進められ、基本方針（案）の随所に見られるように既成事実の積み上げとして今日まで至っている経過は、市民に対する手続き手順として甚だ不適切と言わざるを得ません。平成24年4月の「決定」は撤回し、今日の時点から市民と議会の意見をよく聞き、合意形成をはかった上で決定するよう求めます。 ○このようなやり方が許されるのであるならば、最初からトップダウン（市長指示）で「指定した公立保育所は民間にする」と言ってしまった方が正当なのではと思ってしまう。	市立保育所の民間活力の導入については、府中市行財政改革推進プラン（平成22年度策定）及び府中市次世代育成支援行動計画後期計画（平成22年度策定）に基づき検討を進め、平成24年4月に府中市行政改革推進本部により、民間活力の導入を実施することを決定するに至っております。 その後も市民参加の府中市保育検討協議会やガイドラインに対するパブリックコメントはもとより、今年度の当パブリック・コメントのほか市民説明会等においてお寄せ頂いた意見を考慮し、本方針の策定に至っており、逐次、市議会に対しても報告を行いながら、延2年間をかけて市民と協働により進めてきたところです。
82	直接移管方式と定員枠調整方式のどちらを採用するかが市の勝手な都合で決められるのではないかと不安がある。民間活力導入施設として公表するかどうかは市のさじ加減で決められるのではないか。	本方針29ページ（イ）に基づき、対象施設や手法を市が決定します。なお、取組スケジュールについては、入所申請時期に配慮し公表を適宜行ってまいります。
83	民営化する保育所の発表にあわせて、定員枠調整方式を採用可能な保育所を公表し、直接移管方式と定員枠調整方式のどちらかを採用すべきかについて、保護者を含めた市民からの意見を聞き、それをもとに決定すべきと考えます。合同保育期間を十分にとる等の配慮があれば、在園児の卒業を待たずに直接移管方式により民営化してもよいと思う保護者も多いのではないのでしょうか。（他1件）	同上
84	民営化については、全く反対ではありません。ただ隠すことなく、きちんと、基準を明確にさせていただき、その選定内容を市民に公開していただきたいと思っています。（他1件）	本方針（24ページ）にお示しした視点と優位性に基づき基幹保育所を選定し、残る施設は民間活力導入を予定する施設として位置づけることとなります。各施設の取組スケジュール等につきましては、市ホームページ等により適宜公表してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
85	民営化される保育所は、民間事業者を公募する際に、サービスの拡充（特に病児・病後児保育）を条件とし、移管後の検証において履行状況を確認するなど、実効性のある対応を求めます。さらに、市立の基幹保育所においてもサービス拡充を図るか、もしくは、近隣の私立保育所のサービスを受けられるような制度の導入を求めます。	直接移管方式による民間活力の導入対象施設については、ガイドラインに基づき、将来的なサービス拡充を前提に事業者の公募を行うこととなります。 また、近隣の私立保育所のサービスを受けられるような制度については、今後も引き続き検討してまいります。
86	○どちらの方式になった場合も、その後の事を、どうすればデメリットをカバー出来るのか。その為に、どちらの方式になっても、出来るだけ早く、6箇所の基幹保育所の発表をしていただきたい。民営化を実施していく園の順番、着手年度をあくまでも予定でいいのでスケジュール化していただきたい。 ○対象施設の決定は、入所申請を検討する側にとっては申請の再考が必要になることも考えられ、申請時期の直前の決定では申請する側の負担が大きくなるのではないかと危惧します。入所申請時期と決定時期の間にできるだけ余裕を持たせてもらいたいと考えます。（他9件）	お寄せ頂いたご意見を参考に、スケジュールを調整させていただきました。 ■今後のスケジュール（予定） ①平成26年3月頃：今後の保育行政のあり方に関する基本方針の策定…各種取組の将来的な方向性等を定めるもの ②平成26年度上半期：基本方針に基づく取組の対象施設（市立保育所）の決定・公表…具体的な施設名やスケジュールの決定・公表を行うもの
87	保育園は地域のものであります。市内に新たに民間の保育園が設立される際には、その情報が公開され、公平で透明性の担保された民間事業者の選択が行われる仕組みづくりを望みます。	今後の取組の参考にさせていただきます。
88	保育所民営化について、市長および、それに賛成した議員の名前を市のサイトでも良いので解りやすい様に掲示してほしいです。次の選挙の参考にします。	本市の各種施策や取組について、各市議会議員を含めた個人の考えを付して公表を行う予定はございません。
89	現在入っている公立保育所の児童がすべて卒園した後に、直接移行してほしい。それを承諾のうえで今後入所してくるのなら、直接移行時にトラブルことも少ないし、人気も薄くなったとしても児童がかなり少なくなってしまうほどのことにはならないと思います。直接移行時そのときの保護者の意見で移行期間を設ければいいのではないのでしょうか。	お申し出の内容は29ページに定めております。 なお、直接移管方式による移行期間等につきましては、ガイドラインに定めておりますのでご承知おきください。
90	①平成25年3月の府中市保育検討協議会報告書5付帯意見には、「(4)現状として市立保育所と私立保育園等の保育施設に従事する職員の給与・賃金の格差が存在していることから、格差の是正に向けて取り組むこと」との指摘があります。この賃金問題に対応する方針が今回の基本方針（案）では明らかになっていないので問題点として指摘します。給与の公私格差では基本方針（案）29ページ(2)私立保育園に対する運営費の一部見直しの項に「給与改善の視点を持つ」との記載がありますが、公私格差の是正に向けた取り組みとしては何ら具体性がなく改善成果が担保されません。	具体的には、既に国制度において私立保育園における職員給与の公・私間格差の是正を目的とした民間施設給与等改善費加算制度があり、本市も当該加算制度を活用しております。 今後も当該加算制度の動向を注視しながら、私立保育園に対する運営費のうち市単独補助分（私立保育園振興費）において、給与改善等の視点による私立保育園に対する運営費の一部見直しに努めてまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
91	地域資源ネットワーク「すまいるねっと-Fuchu(仮称)」の概念図の将来図における市立保育所=「基幹保育所」の立ち位置はどうなるのか教えてください。	基幹保育所はネットワークの構築を進める中心的な主体として位置付けられ、各エリア内の地域資源やエリア間の連携調整等を担うこととなります。 なお、ネットワーク内においては、基幹保育所が他の地域資源と比べ上位主体として位置付けることなく、あくまで連携・協働に向けた取組の契機づくりや当該取組を継続的に発展させるための主体として機能することを想定しております。
92	○ネットワークで子育て支援をする構想はよいと思いますが、保育士は福祉職だから新たな事業にも対応可能というのは安易ではないでしょうか。 ○子育て支援を行う際に、専門性が必要だと感じています。保育士を新しい事業にあてるとすると、人選や研修はどのように行っていくのか、計画があるのでしょうか。	本方針に基づく取組を推進するに当たり、市立保育所の職員においては、高度な業務能力が求められることになるため、専門性等の向上を図る研修体制の充実や、職員の支援を行うための組織体制の強化に努めてまいります。 なお、当該取組は、昨年度の府中市保育検討協議会の報告を踏まえたものであり、具体的な人選や研修内容等の詳細については、今後具体的な検討を進めてまいります。
93	○市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン・府中市における保育内容等の水準を示す「府中の保育(仮称)」を早期に公表し、年齢区分毎の職員構成も均一になるよう明確に示して頂きたい。又、募集要項に対して市民の意見が反映されるよう今回同様パブリックコメントを行なって頂きたい。 ○早急に「府中市保育ビジョン(仮称)」の設置を求めます。保育ビジョンにおいて、面積基準、職員配置基準だけでなく、職員を大事にする気風のある業者が選択される仕組みづくり、職員の公私格差が是正されるための公的補助制度などを盛り込んでいただき、高い水準の保育が実施され、民間事業者の善意が保障されるための基盤整備を図ってください。	運営・施設基準や国や東京都、本市からの運営費等が異なる市内全施設(認可外保育施設を含む。)における職員配置や年齢構成等を均一化し、平準化することは極めて困難です。このことから、施設の類型や種別で生じている施設間の差異や多様性を前提に、本方針に定める「府中の保育(仮称)」は検討されるべきものであると考えております。なお、ガイドラインに定める募集要項について、パブリック・コメントを実施する予定はございません。
94	P31(4)『各種評価の実施』『第三者評価の受審費用の助成を継続し、外部評価の受審を促します。』は、促すだけでは不十分ではないか。市の責任において民間委託したからには市の責任において外部評価を受審するよう規程すべきではないか。	当該事項は民間活力の導入を進めた施設を対象として定めるものではなく、市内全ての保育施設を想定したものです。
95	○一時保育の充実に期待します。両親ともに就労の場合、世帯収入に応じて保育料に幅を持たせることはできませんか。通常保育を利用できない週2程度の就労の場合、収入に対して保育料の負担割合が大きすぎます。(他1件) ○保育料の値上げによる現状維持 民営化は財政面から免れないという観点からお話がなされていますが、保育料を上げる…現在の収入による偏差を大きくする事でまかなうことはできないのでしょうか。保育料はもっと高くても良いと考えています。 ○布団カバーの負担など市立保育所の保護者負担は見直すところが多いと思う。	一時預かり事業に係る保育料や認可保育所の保育料等の利用者負担については、本方針31ページにおいて、「保育サービスの形態や保育施設によって利用者の負担に偏りが出ないように配慮し、実際に使われる経費と市の財政力、利用者の負担能力を勘案して、利用者負担(保育料等)の見直しを進める」ことを定めております。

No.	意見の概要	市の考え方
96	○今後の保育行政について、いろいろご検討いただいていることがわかりました。自分の都合を言い出せば要望はまだあるのですが、基本方針には納得しています。（他3件）	貴重なご意見ありがとうございます。
97	○基本方針案についてだが、協働を実効あるものとするためにも、今一度広く市民の意見を集約する努力を行い、抜本的な見直しを強く求めたい。 ○いずれにせよあまりにも唐突に出てきたこの案はもっと広く市民に知らせて、時間をかけて議論を深めるべきではないかと思えます。先に民営化ありきでは、市の行政責任の放棄に他なりません。	抜本的な見直しを行う考えはございません。これまでも昨年度の府中市保育検討協議会やガイドラインに対するパブリック・コメント等はもとより、今年度の当パブリック・コメントのほか市民説明会等においてお寄せ頂いた意見を踏まえ本方針の策定に至っており、延2年間をかけて市民と協働により進めてきたものと考えております。
98	市立保育所にはとてもよくして頂き、子ども達が健やかに育っているのの多くの部分は保育所のおかげだと考えています。	貴重なご意見ありがとうございます。市立保育所が今後も、本方針でお示した役割（22ページ）を果たすことができるよう、職員の意識改革と必要とされる職務の専門性の向上に努めてまいります。
99	基本方針は、具体的に数値も明示され、ずいぶん分かりやすいものになり良かった。	昨年度のガイドラインのパブリック・コメントに寄せられた意見を踏まえて作成しております。
100	空間放射線量測定及び給食食材の放射線量検査を、全保育園に対して実施して欲しいです。現在市立のみの測定結果を公表していますが、なぜ市立のみなのでしょうか。市立・私立、認可・認証の区別なく、府中市内の保育施設の検査を行うべきと思います。	空間放射線量の測定は、市立小・中学校全校、市立幼稚園全園及び一部の公園において定点・定時観測を行っており、市域全体を網羅し、お住まいの近くの状況を情報提供するように努めています。市立保育所についてはこれらを補足するためにサンプル実施しているものです。また、実施している各所における測定値は、現在にいたるまで基準値内であり、現在の方法を継続し見守ることが妥当であると判断しております。今後も東京都のモニタリング検査結果などを広く注視して必要に応じた適切かつ迅速な対応にこころがけてまいります。 給食食材につきましては、市場に流通している食材は、産地において法令に基づく検査が実施されており、出荷前に安全が確認されているものと認識しております。 現在実施している市立保育所における食材検査は市民の皆様によりご安心いただくために、念のために実施しているもので、市内の各種保育施設におきましては、おおむねこの施設におきましても、市立保育所同様に、市内業者から仕入れ行っていることから、市立保育所によるサンプル検査が十分に参考となっていると考えております。

No.	意見の概要	市の考え方
101	ひとまとめにしてではなく、ひとつひとつ検討して、それぞれにきちんと回答するべきだと思います。前回のパブリックコメントのより多くの開示（加工・省略無）、今回方針変換した後の意見開示を求めます。（他2件）	パブリック・コメントにつきましては、皆様からお寄せいただいた意見を考慮し、政策等の策定の意思決定を行うものですが、類似のご意見や情報が多数お寄せいただいている現状もございますので、パブリック・コメント手続に係る本市の統一的なルールに基づき個別に回答は行わず、「意見等の概要」として整理し公表とさせていただきます。また、パブリック・コメント手続においては、意見等を提出できる方の要件を定めており、要件の確認や寄せられた意見について、不明点などがある場合には、確認作業等を行う必要があるため、意見提出に当たって、原則として氏名及び住所を明らかにしていただいておりますのでご理解ください。
102	パブコメに応じたいので「基本方針」のパンフを求めたところ、HPで公開しており、市役所関係施設においてあるから閲覧してください、渡す分はありませんとの事。市長は、議会答弁で「協働」とは徹底した市民参加、行政主導から市民に、課題解決に市民の声をなどの答弁を繰り返している。この市長答弁との乖離をどう説明するのか。私の知る所では真近に実施されたパブコメの提出者はインフラマネジメント（4人）、都市計画（2人）、総合計画条例（1人）である。パブコメを「協働」の重要な一つと位置づけているなら当局はこの結果をどう捉えているのか。	意見提出者数の多寡が協働の取組成果の全てとは考えておりません。また、資料の閲覧・公表方法につきましては、近隣他市の状況等の取組について研究してまいります。
103	ガイドライン（案）のパブリックコメントで出された多くの意見や、父母連主催の説明会で出された保護者の意見は、このあり方案にどう反映されているのか。（他3件）	昨年度のガイドライン（案）に対するパブリック・コメントにお寄せ頂いた意見及び府中市保育検討協議会の協議を踏まえ所要の修正を行っております。また、今年度の市民説明会や当パブリック・コメント等で寄せられた意見を踏まえ、本方針の修正を行っております。
104	今後の保育行政のあり方の説明会に出席させていただきました。紙面ではわかりにくい部分も丁寧に説明いただきとても分かりやすかったです。	貴重なご意見ありがとうございます。
105	○働いている保護者の方々が都合をつけて参加するのは難しく、全体の1割から2割の保護者しか説明を聞いていないのではないかと思います。 ○市民への説明会があまりにも少なすぎます。最初の2回は広報で知らせただけで、7月の説明会は市のホームページを見た人だけしかわかりません。回りの若いお母さんたちに聞いてみましたが、知らない方が圧倒的に多かったように思います。	お寄せ頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、当該パブリック・コメントの実施に当たり、一般的な期間より長期間の意見募集期間の設定や市立保育所において素案を公表する等の追加的な措置を講じており、説明会の開催についても、市ホームページや広報はもとより認可外保育所を含めた市内に所在する全保育施設へポスター掲示等を行い周知に努めてまいりました。

No.	意見の概要	市の考え方
106	<p>○市役所の方とお話しをさせていただくといつも思うことなのですが、前任者のやったことはあずかり知らぬとよく言われます。後任の方が「どうしてそうしたのかわからない」と言えないように、経緯を含めて検討結果、決定事項を履歴に残していただきたい。求めに応じてすぐに開示できるようにしていただきたい。</p> <p>○民営化は今後入園してくる子どもたちに関わることで、保育所について何もわからない保護者が、わからないうちに民営化に関する選択をせまられます。その不安の受け入れ先となるよう、よろしく願いいたします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。</p>
107	<p>基本方針の説明会にて、横浜市より認可外保育園の実施率は高いと話が出たと聞いたが待機児童解消の為だけに行ってきた改革が今問題となっている横浜市と比較する真意とは如何様なものなのか。府中市も解消の為ならば如何様なことでもやっていくのではないかと今後のあり方に不安を覚える。</p>	<p>本市における待機児童の解消を含めた各種取組は、あくまで本市の自主性と主体性により進めるものです。その際、児童処遇の維持・向上に配慮したうえ取組を進めることは勿論です。</p> <p>なお、横浜市における全国に先駆けた取組である「利用者支援事業（コンシェルジュ）」等の事業については、今後の参考にまいります。</p>
108	<p>保護者説明会に参加し、質問や意見などもさせていただきました。しかし、意見に対して、職員の方から「検討するとは言えないので、パブリックコメントにかいてください。」と言われました。この説明会で出た意見については持ち帰ってもくれないということでしょうか。ただ一方的に説明を行う場だったのでしょくか。民間活力の導入に対してやみくもに反対せず、市と保護者で案を出し合いながら折り合いをつけていきたいと思っていたので、職員の方の態度は本当に残念でした。子どものために市と保護者が協力しあって建設的に話し合いをすすめたいと思いました。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後も保育施設の入所者のみならず、待機児童を持つご家庭を含めた市民の皆様に本方針の目的や趣旨をご理解いただけるよう努めてまいります。</p>
109	<p>保育園での説明会で、府中市は横浜市にくらべて保育園の整備率が高い、とおっしゃっていましたが、府中市の整備率は東京都平均を下回っています。</p>	<p>本市と異なり少子化傾向が進む自治体を含めた数値の単純比較は困難であり、整備率はあくまで就学前児童への取組に関する一つの指標として紹介したものです。</p> <p>子ども・子育て新制度の本格施行に伴い、市内の保育施設のみならず、当該整備率に反映されない幼稚園の取組を含めた、就学前児童に対する「オール府中体制」による施策展開が必要であると考えております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
110	<p>①（検討協議会の）「期間の短さ」は問題です。どこかで作られていたものを、協議会で説明し、結論の方向に議論を導いていった。そのような邪推さえ生まれます。②現状分析、問題点の設定、今後の方向のいずれも良く整理されていますが、その原案は市の政策課と保育課が起案したものでしょうか。とても気になります。それは、「子どもの視点」があまり感じられないからです。「児童憲章」の基本綱領の観点に立って現状を分析し、改善点を整理し、提案したのでしょうか。③「児童に最善のものを与える」立場から、「今、府中市の児童にとって、何が必要なのか」という観点からの現状分析や今後の課題を示しているとは思われません。④とても気になることがあります。それは、9ヶ所の市立保育所の民営化の問題です。「民間活力の活用こそ全てを解決する」という考え方は、適用する分野や事業を慎重に考えないと、大きな間違いをおこします。子どものために保育所のあり方を考えようとする訳ですから、「このような理由で子どもにとって民営化が良いのだ」との論拠、事例を明確に示すべきでしょう。</p>	<p>昨年度に設置した府中市保育検討協議会は、①市内の保育所設置主体に応じた現状の分析、②市が設置する保育所の管理運営効率化、③地域における子育て支援に関する事項について検討、協議を依頼したものであり、他市の類似協議会の設置状況と比較しても期間が短いとの認識はございません。また、検討協議会報告書については公募市民のほか知識経験者や市立保育所の保護者代表等の総意に基づき作成されております。お申し出いただいた「子どもの視点」や「今、府中市の児童にとって、何が必要なのか」等の観点からの現状分析や今後の課題をについても、当該観点を踏まえて本方針は策定されているものと考えています。</p>
111	<p>私は今回の「今後の保育行政のあり方に関する基本方針（案）」に反対します。特に私は市が賃金を含む保育の質を大切に管理することが保育に対する責務であると思うため、この体制が整わなければ民間活力の導入は時期尚早だと考えるものです。また、合意形成の手順について「決定方針について意見を聞かせてくれ」ということと「意見を聞いて決定します」という手順はまったく逆であり、出る意見も出ないし、説明会にも人が来ない理由になっていると思うので重ねて強調いたします。</p>	<p>本方針の策定にあたっては、市民説明会や保護者説明会のほか、市民参加の保育検討協議会の開催により寄せられた多くの意見を反映し、集約してまいりました。また、当パブリック・コメント及び昨年度のガイドラインに対するパブリックコメントに寄せられた多数の意見を踏まえ、素案の修正を行っており、他市の取組状況と比較しても時期尚早との認識はございません。</p>